

# 公益財団法人群馬県交通安全協会ホームページ広告掲載要綱

平成28年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人群馬県交通安全協会（以下「本会」という。）ホームページ（以下「本会ホームページ」という。）のバナー広告掲載に関する必要事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において「バナー広告」（以下「広告」という。）とは、文字又は画像で表示された情報であって、本会ホームページに広告を掲載した者（以下「広告主」という。）が指定する広告主のホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(仕様)

第3条 広告は、本会ホームページ下部に掲載するものとし、その仕様基準については、別表「バナー広告掲載仕様書」のとおりとする。

(掲載基準)

第4条 広告主及び広告内容に関する掲載基準は、次の各項に定めるとおりとする。

## 1 広告主

- (1) 本店又は支店若しくは営業所等を群馬県内に有している者
- (2) 法令に違反しない又はそのおそれがない者
- (3) 本会ホームページ広告掲載要綱を遵守する者

## 2 広告内容

- (1) 法令に違反しない又はそのおそれがないこと。
- (2) 公序良俗に反しない又はそのおそれがないこと。
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題及び意見広告等に該当しないこと。
- (4) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがないこと。
- (5) その他、本会ホームページへの掲載が不相当と認められないこと。

(禁止事項)

第5条 次の各号に掲げる事項を表現した広告は、利用者の意思に反した反応及び誤解を与えるおそれがあるため、掲載を禁止する。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
  - (2) 「警告」「注意」等、警告を発していると思われるもの
  - (3) 複数の選択肢から一つだけを選択するように見えるもの
  - (4) 入力可能領域があると思われるもの
  - (5) カーソルを合わせると下に選択肢があると誤解されるもの
- 2 アニメーションG I F等を使用した画像の点滅及び切り替わりは禁止する。

(募集方法)

第6条 広告は、本会ホームページ等により募集するものとする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1か月以上とする。ただし、事業年度を超えないものとする。

- 2 広告掲載開始日は、原則、当該広告を掲載する月の初日午前9時とする。

3 広告掲載終了日は、原則、掲載最終月の末日午後5時とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日に当たる場合は、それぞれの直後の平日とする。

- (1) 日曜日又は土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日  
(広告の申込み等)

第8条 広告の掲載を希望する広告主等は、「群馬県交通安全協会ホームページ広告掲載申込書（以下「申込書」という。）」（別記様式第1号）により、広告掲載希望開始日2週間前までに、本会理事長宛に申し込むものとする。

2 前項の申し込みをする場合において、原則、第3条、第4条及び第5条の規定に基づき作成した「バナーデータ」を提出するものとする。

3 前項の「バナーデータ」に関する経費は、広告主が負担するものとする。

4 本会は、第2項の「バナーデータ」が第3条、第4条及び第5条の規定を満たしていないと認めた場合は、広告主に対して修正を求めるものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 本会は、第6条及び第8条第1項の規定により申込みがあったときは、本会事務局により申込みの受付順に審査を実施し、掲載の可否を決定する。

2 申込者多数の場合は、法人会員を優先し、次に掲載希望月数が長期の順位で決定する。ただし、同順位の場合は本会事務局による抽選とする。

3 本会は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、「群馬県交通安全協会ホームページ広告掲載決定通知書」（別記様式第2号）又は「群馬県交通安全協会ホームページ広告不掲載決定通知書」（別記様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。

(掲載料の納入)

第10条 広告主は、別表「バナー広告掲載基準」の規定で定めた広告掲載料について、「群馬県交通安全協会バナー広告掲載料納入依頼書」（別記様式第4号）が到着した日から広告掲載開始5日後以内に、指定金融機関口座へ振り込むものとする。

(広告の変更等)

第11条 広告主は、広告内容等について、原則、月単位で変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとするときは、あらかじめ本会と協議した後において、第8条の規定に準じて「群馬県交通安全協会ホームページ広告掲載内容等変更申請書（以下「変更申請書」という。）」（別記様式第5号）及び「バナーデータ」を提出するものとする。

3 本会は、前項の規定による広告の可否は、第9条第3項の規定を準用し「群馬県交通安全協会ホームページ広告掲載内容等変更承認通知書」（別記様式第6号）又は「群馬県交通安全協会ホームページ広告掲載内容等変更不承認通知書」（別記様式第7号）により、広告主に通知するものとする。

4 第1項の規定により提出された広告を修正する場合には、第8条第3項及び第4項の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第12条 本会は、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第8条第2項の規定により「バナーデータ」を提出しないとき。
- (2) 第10条の規定により広告掲載料を納入しないとき。
- (3) 第8条第4項及び第11条第4項の規定により広告を修正しないとき。
- (4) その他、本会が広告の掲載が適切でないと認めたとき。

2 本会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、「群馬県交通安全協会ホームページ広告掲載取消し決定通知書」(別記様式第8号)により通知するものとする。

3 本会は、第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合であっても、既に納付されている掲載料は返還しないものとする。ただし、複数月の掲載料を納付している場合には、通知した日の属する月の翌月以降の掲載料を返還するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、「群馬県交通安全協会ホームページ広告掲載取下げ申出書」(別記様式第9号)を提出するものとする。

3 本会は、前項の規定により広告掲載の取り下げを受理した場合であっても、既に納付されている掲載料は返還しないものとする。

ただし、複数月の掲載料を納付している場合には、広告掲載の取り下げを受理した日の属する月の翌月以降の掲載料を返還するものとする。

(掲載料の返還)

第14条 広告主は、第12条第3項及び第13条第3項の規定により掲載料の返還を受けようとするときは、「群馬県交通安全協会バナー広告掲載料返還請求書」(別記様式第10号)により本会理事長宛に請求しなければならない。

2 返還する掲載料の振込手数料は本会が負担するものとする。

(リンク先の変更)

第15条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して2週間前までに「変更申請書」により本会に申請するものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者に不利益を与える行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により本会及び第三者に損害を与えた場合には、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第17条 この要綱に定めていない事項については、本会と広告主が協議し、誠意をもって解決するものとする。

附則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。